

～6月1日は人権擁護委員の日～

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。

人権擁護委員が組織する全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

昭和57年から全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設事業を実施しており、毎年6月1日前後に、全国各地の公共施設、複合商業施設などにおいて特設人権相談所を開設しています。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

特設人権相談所

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別など、「自分の悩みは人権侵害かも？」と思ったら、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

◆日 時 6月21日（金）10時～15時

◆場 所 福祉センター3階

◆相談員 ・法務局職員

・法務省人権擁護委員

うとう	まさる	はやし	ちよ	もりかわ	まさのり	さかもと	ひとし
宇藤	勝（名田町）	林	千代（蘭）	森川	正教・阪本	仁志（湯川町）	
やまもと	しゅうこ	しみず	のりこ	やまもと	あきら		
山本	周子（藤田町）	清水	典子（塩屋町）	山本	草（野口）		

◆その他 人権相談は、和歌山地方法務局

☎0570-003-110でも常時受けています。

◆主 催 御坊人権擁護委員協議会 御坊分会・御坊市・和歌山地方法務局 御坊支局

相談内容の
秘密は守られます。



6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」

令和6年度キャッチフレーズ「だれもがどれも選べる社会に」

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、行政だけでなく、市民の皆様一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

